9　別表第二号第１の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(5)から(17)まで、並びに別表第二号第５の38の欄のうち、別紙(3)及び(4)について記載すること。 ［10～14　略］	9　別表第二号第１の22の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(5)から(17)までについて記載すること。 ［10～14　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に放送法第百五十九条第三項の規定により認定放送持株会社の認定の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新規則」という。）別表第六十号（新規則第百八十八条第四号及び第五号に掲げる事項に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

２　この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により基幹放送局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項の事業計画（同項第四号及び第七号に掲げる事項に限る。）及び別表第一号を総務大臣に提出しなければならない。

第三条　第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局に係るものに限る。）により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、使用することができる。この場合、第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して使用するものとする。

○経済産業省令第八十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

経済産業大臣　萩生田光一

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

別表を次のように改める。

別表（第四条、第五条関係）

生産品目		調査の範囲		調査の種類
		事業所	特定事業所	
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	全部		鉄鋼月報（その一） 鉄鋼月報（その九）
	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品			
	普通鋼熱間圧延鋼材	全部		鉄鋼月報（その二） 鉄鋼月報（その九）
	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材			
	普通鋼冷間仕上鋼材 めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部		鉄鋼月報（その四） 鉄鋼月報（その九）
	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼			